長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）　新旧対照表

改正後（令和７年４月版）	改正前（令和６年１０月版）
長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） （令和７年４月） 長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） 第１章　総　　則 〔省略〕 第２章　現場代理人及び技術者の兼務について	長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） （令和６年１０月） 長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） 第１章　総　　則 〔省略〕 第２章　工事の概要 ~~２－１－１条　監理技術者の配置【１】~~ ~~【１】特例監理技術者の配置を不可とする場合（監理技術者の兼務不可）~~ ~~本工事は、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（「特例監理技術者」という。）の配置を不可とする工事である。~~ ~~２－１－２条　監理技術者の配置【２】~~ ~~【２】特例監理技術者の配置が可能な場合（監理技術者の兼務可能）~~ ~~１．建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置について~~ ~~下記（１）（２）の条件を満たす場合は、特例監理技術者の配置が可能。~~ ~~（ただし、長崎県以外が発注する工事においては、当該工事の発注者が定める取り扱いに従うこと。）~~ ~~（１）長崎県発注工事において、次の①～⑥に該当する工事でないこと。~~ ~~① 総合評価落札方式で実施するもののうち、「高度技術提案型」または「技術提案型」である工事。~~ ~~② 総合評価落札方式以外において、設計金額が２億円以上の工事（災害対応等、発注者が必要と判断する場合はこの限りではない。）~~ ~~③ 兼務する期間において、兼務する工事の当初契約金額の合計が３億円以上であるとき。~~ ~~④ 低入札調査基準価格未満及び履行確実性確保価格未満での落札となった工事。~~ ~~⑤ 通年維持工事等（２４時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）。~~ ~~⑥ 特別な理由で発注者が特例監理技術者の配置不可としたとき。~~ ~~（２）配置する特例監理技術者及び監理技術者補佐について、以下の①～⑧の要件を全て満足するものであること。~~ ~~① 監理技術者補佐を専任で配置すること。~~

改正後（令和７年４月版）	改正前（令和６年１０月版）
	~~② 監理技術者補佐は、主任技術者資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。~~ ~~③ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。~~ ~~④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。~~ ~~（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合について、全体の工事を同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられ、その承諾を全ての注文者から書面により得た場合は、これら複数の工事を一の工事とみなすことができる。）~~ ~~⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は、直線距離１０ｋｍ以内の工事でなければならない。なお、施工箇所が点在する工事の場合は、当初設計での設計額が最も大きい工区から直線距離１０ｋｍ以内であること。~~ ~~⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。~~ ~~⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。~~ ~~⑧ 特例監理技術者及び監理技術者補佐が担う業務について、明らかにすること。~~ ~~２．その他~~ ~~その他の取り扱いについては、長崎県建設企画課長通知「建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて」によるものとする。~~
２条　現場代理人及び技術者の兼務について 本工事に配置する現場代理人又は技術者が、他現場若しくは営業所技術者等を兼務する場合は、下記に示す関連通知等により兼務の要件を確認した上で、発注者へ届け出ること。　なお、要件に適合せず、事後において配置できないこととなった場合の責は受注者にあることを了知すること。 〈関連する通知等〉 ・6 建企第 268 号「現場代理人の取扱いについて」 ・6 建企第 267 号「工場製作を含む工事における専任の取り扱いについて」 ・6 建企第 269 号「主任技術者を兼務する現場代理人の取扱いについて」 ・6 建企第 265 号「建設工事の専任の主任技術者の取扱いについて」 ・6 建企第 339 号「建設業法第 26 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定の適用を受ける技術者 配置の特例（専任特例）の取扱いについて」 ・6 建企第 341 号「営業所技術者又は経営業務の管理責任者が現場技術者を兼務する場合の取扱いについて」	

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）　新旧対照表

改正後（令和７年４月版）

この他、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合について、全体の工事を同一の監理技術者等が管理することが合理的と考える場合の取扱いについては、国の監理技術者制度運用マニュアル三（２）④に準じるものとする。

第３章　施工条件明示

３－１－１条　～　３－１－１１条　〔省略〕

３－１－１２条　現場環境改善関係

１．現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として、各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）ごとに１内容ずつ（いずれか１費目のみ２内容）の合計５つの内容を実施するものとする。ただし、地域の状況・工事内容により実施費目数及び実施内容数を変更する場合は、監督職員と協議するものとする。

２．受注者は、現場環境改善の具体的な実施内容、実施期間について、工事着手前に監督職員へ提出するものとする。また、工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

３．現場環境改善費のうち「熱中症対策・防寒対策」に要する費用については、受注者から工事打合せ簿により当該対策費用について根拠資料が提出され、対策の妥当性が確認された場合、当該対策費用について設計変更により積上げ計上を行うものとする。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備　②緑化・花壇　③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置　⑤昇降設備の充実　⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働者宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導員待機室） ④現場休憩所の快適化　⑤健康関連施設及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報機等）
地域連携	①完成予想図　②工法説明図　③工事工程表 ④デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑤見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑥見学所（インフォメーションセンター）の設置及び運営 ⑦パンフレット・工法説明ビデオ ⑧地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ⑨社会貢献

改正前（令和６年１０月版）

第３章　施工条件明示

３－１－１条　～　３－１－１１条　〔省略〕

３－１－１２条　現場環境改善関係

１．現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として、各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）ごとに１内容ずつ（いずれか１費目のみ２内容）の合計５つの内容を実施するものとする。ただし、地域の状況・工事内容により実施費目数及び実施内容数を変更する場合は、監督職員と協議するものとする。

２．受注者は、現場環境改善の具体的な実施内容、実施期間について、工事着手前に監督職員へ提出するものとする。また、工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

〔新設〕

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備　②緑化・花壇　③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置　⑤昇降設備の充実　⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働者宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導員待機室） ④現場休憩所の快適化　⑤健康関連施設及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報機等）　~~③避暑（熱中症対策）・防寒対策~~
地域連携	①完成予想図　②工法説明図　③工事工程表 ④デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑤見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑥見学所（インフォメーションセンター）の設置及び運営 ⑦パンフレット・工法説明ビデオ ⑧地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ⑨社会貢献

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）　新旧対照表

改正後（令和７年４月版）	改正前（令和６年１０月版）
３－１－１３条　～　３－２－１条　〔省略〕 ３－３－１条　ＩＣＴ活用工事について【発注者指定型】 １．ＩＣＴ活用工事 本工事は、情報通信技術（ＩＣＴ）の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（発注者指定型）の対象工事である。 ２．定義 （１）ＩＣＴ活用工事とは、ＩＣＴの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場の施工プロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてＩＣＴを活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。 （２）ＩＣＴ活用工事とは、以下１）～５）に示す施工プロセスの全て又は一部の情報化施工技術の活用について、受発注者間で事前に合意した上で実際に取り組み、情報化施工技術の活用に必要となる費用を計上する工事である。 対象は、【土工】、【舗装工】とする。 ※ 工事工種の詳細については、長崎県農業農村整備事業ＩＣＴ活用工事試行要領 ３．（１）・ 適用範囲 並びに、『情報化施工技術の活用ガイドライン［農林水産省農村振興局整備部設計課］』（最新版） － 実施編 － 情報化施工技術の種類と適用範囲 による。 １）３次元起工測量 ２）３次元設計データ作成 ３）ＩＣＴ建設機械による施工 ４）３次元出来形管理等の施工管理 ５）３次元データの納品 ３．受注者は、２．（２）に記載された工事工種以外の工事工種（長崎県農業農村整備事業ＩＣＴ活用工事試行要領 ３．（１）・適用範囲）にＩＣＴ活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記４～１０によりＩＣＴ活用施工を行うことができる。 ４．原則、本工事においては、２．（２）１）～５）の全て又は一部の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとする。 また、２．（２）に記載された工事工種について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。 なお、２．（２）に記載された工事工種以外の工事工種に関するＩＣＴ活用を提案・協議した場合は、２．（２）に記載された工事工種と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。	３－１－１３条　～　３－２－１条　〔省略〕 ３－３－１条　ＩＣＴ活用工事について【発注者指定型】 １．ＩＣＴ活用工事 本工事は、情報通信技術（ＩＣＴ）の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（発注者指定型）の対象工事である。 ２．定義 （１）ＩＣＴ活用工事とは、ＩＣＴの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場の施工プロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてＩＣＴを活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。 （２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ＩＣＴを全面的に活用する工事である。 また、次の１）～５）の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。 対象は、【土工】、【舗装工】とする。 ※ 工事工種の詳細については、長崎県農業農村整備事業ＩＣＴ活用工事試行要領 ３．（１）・ 適用範囲 並びに、『情報化施工技術の活用ガイドライン［農林水産省農村振興局整備部設計課］』（最新**版）** － 実施編 － 情報化施工技術の種類と適用範囲 による。 １）３次元起工測量 ２）３次元設計データ作成 ３）ＩＣＴ建設機械による施工 ４）３次元出来形管理等の施工管理 ５）３次元データの納品 ３．受注者は、２．（２）に記載された工事工種以外の工事工種（長崎県農業農村整備事業ＩＣＴ活用工事試行要領 ３．（１）・適用範囲）にＩＣＴ活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記４～１０によりＩＣＴ活用施工を行うことができる。 ４．原則、本工事においては、２．（２）１）～５）の全て〔追記〕の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、このうち２）、４）及び５）の実施は必須とする。 また、２．（２）に記載された工事工種について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。 なお、２．（２）に記載された工事工種以外の工事工種に関するＩＣＴ活用を提案・協議した場合は、２．（２）に記載された工事工種と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）　新旧対照表

改正後（令和７年４月版）	改正前（令和６年１０月版）
５．　～　１０．　〔省略〕 ３－３－２条　ＩＣＴ活用工事について【受注者希望型】 １．ＩＣＴ活用工事 本工事は、情報通信技術（ＩＣＴ）の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（受注者希望型）の対象工事である。 ２．定義 （１）ＩＣＴ活用工事とは、ＩＣＴの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場の施工プロセス全体の最適化を図る取り組みである。 本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてＩＣＴを活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。 （２）ＩＣＴ活用工事とは、以下１）～５）に示す施工プロセスの全て又は一部の情報化施工技術の活用について、受発注者間で事前に合意した上で実際に取り組み、情報化施工技術の活用に必要となる費用を計上する工事である。 対象は、【土工】、【ほ場整備工】、【舗装工】、【水路工】、【暗渠排水工】、【ため池改修工】、【地盤改良工】、【法面保護工】、【付帯構造物工】とする。 ※ 工事工種の詳細については、長崎県農業農村整備事業ＩＣＴ活用工事試行要領 ３．（１）・ 適用範囲 並びに、『情報化施工技術の活用ガイドライン［農林水産省農村振興局整備部設計課］』（最新版） － 実施編 － 情報化施工技術の種類と適用範囲 による。 【土工、ほ場整備工、舗装工、暗渠排水工、地盤改良工の場合】 １）３次元起工測量 ２）３次元設計データ作成 ３）ＩＣＴ建設機械による施工 ４）３次元出来形管理等の施工管理 ５）３次元データの納品 【ため池改修工、法面保護工の場合】 １）３次元起工測量 ２）３次元設計データ作成 ３）－ ４）３次元出来形管理等の施工管理 ５）３次元データの納品	５．　～　１０．　〔省略〕 ３－３－２条　ＩＣＴ活用工事について【受注者希望型】 １．ＩＣＴ活用工事 本工事は、情報通信技術（ＩＣＴ）の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（受注者希望型）の対象工事である。 ２．定義 （１）ＩＣＴ活用工事とは、ＩＣＴの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場の施工プロセス全体の最適化を図る取り組みである。 本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてＩＣＴを活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。 （２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ＩＣＴを全面的に活用する工事である。 また、次の１）～５）の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。 対象は、【土工】、【ほ場整備工】、【舗装工】、【水路工】、【暗渠排水工】、【ため池改修工】、【地盤改良工】、【法面保護工】、【付帯構造物工】とする。 ※ 工事工種の詳細については、長崎県農業農村整備事業ＩＣＴ活用工事試行要領 ３．（１）・ 適用範囲 並びに、『情報化施工技術の活用ガイドライン［農林水産省農村振興局整備部設計課］』（最新版） － 実施編 － 情報化施工技術の種類と適用範囲 による。 【土工、ほ場整備工、舗装工、暗渠排水工、地盤改良工の場合】 ２）３次元起工測量 ２）３次元設計データ作成 ３）ＩＣＴ建設機械による施工 ４）３次元出来形管理等の施工管理 ５）３次元データの納品 【ため池改修工、法面保護工の場合】 １）３次元起工測量 ２）３次元設計データ作成 ３）－ ４）３次元出来形管理等の施工管理 ５）３次元データの納品

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）　新旧対照表

改正後（令和７年４月版）	改正前（令和６年１０月版）
【水路工、付帯構造物工の場合】 １）－ ２）３次元設計データ作成 ３）－ ４）３次元出来形管理等の施工管理 ５）３次元データの納品 ３．受注者は、２．（２）に記載された工事工種においてＩＣＴ施工技術を活用できる。 ＩＣＴ活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記４～１０によりＩＣＴ活用施工を行うことができる。 ４．２．（２）に記載された工事工種について施工範囲の全てで適用できるが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。 なお、２．（２）に記載された工事工種以外の工事工種（長崎県農業農村整備事業ＩＣＴ活用工事試行要領　３．（１）・適用範囲）　に関するＩＣＴ活用を提案・協議した場合は、２．（２）に記載された工事工種と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。 ５．　～　１０．　〔省略〕 ３－４－１条　～　３－５－２条　〔省略〕 第４章　その他　　〔省略〕	【水路工、付帯構造物工の場合】 １）－ ２）３次元設計データ作成 ３）－ ４）３次元出来形管理等の施工管理 ５）３次元データの納品 ３．受注者は、２．（２）に記載された工事工種においてＩＣＴ施工技術を活用できる。 ＩＣＴ活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記４～１０によりＩＣＴ活用施工を行うことができる。 ４．~~ＩＣＴ活用工事のうち、２．（２）１）、３）については、発注者へ協議の際に、受注者の希望により実施を選択し、２．（２）２）、４）及び５）の実施は必須とする。また、~~２．（２）に記載された工事工種について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。 なお、２．（２）に記載された工事工種以外の工事工種（長崎県農業農村整備事業ＩＣＴ活用工事試行要領　３．（１）・適用範囲）　に関するＩＣＴ活用を提案・協議した場合は、２．（２）に記載された工事工種と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。 ５．　～　１０．　〔省略〕 ３－４－１条　～　３－５－２条　〔省略〕 第４章　その他　　〔省略〕